

新津医療センター病院



下越病院

医療体制の整備が一段と

安心できる医療体制を求め、市民の皆さんから要望の高いのが、「総合病院」ですが、さきごろ下越病院の新館と新津医療センター病院が相次いで竣工し、新津の医療体制が一段と整備されました。

下越病院は、診療科目が14科目、ベッド数が189床（1年後は260床を予定）、新津医療センター病院は、診療科目が8科目、ベッド数が148床です。この二つの病院のオープンにより、市内の病院、診療所のベッド数は454床（精神病院を除く）となり、充実した医療が期待されます。

休日、夜間当番医が変更

新津医療センター病院が、山の診療所の休日、夜間の当番を引き継ぐことになりました。ご注意ください。

（新津医療センター病院）
●住所…古田610番地 ●電話…4-5311

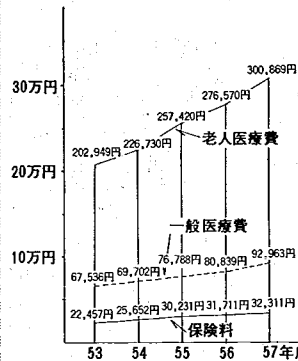
国保加入状況

昭和58年5月31日現在

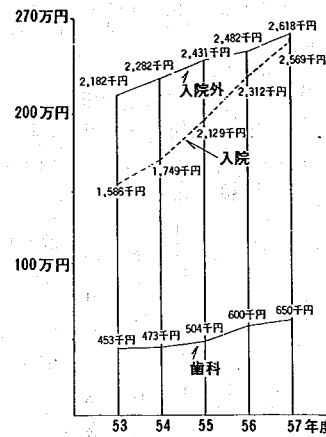
加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

1人当たりの医療費と保険料



1日当たりの国保医療費



医療費の増加は大幅な伸び率に

左上のグラフは、一人当たりの医療費と保険料を表したものです。五十七年度の医療費は、老人一人当たり九万二千八百六十九円、対前年比一七・七％増、老人を除く一般医療費も一人当たり九万二千九百六十三円で、四・三％増となっています。特に一般医療費は近年にない伸び率でした。

また右上のグラフは、一日当たりの医療費を入院、入院外、

お医者さんを信頼しよう！



●お医者さんを信頼しよう

●病院めぐりはしない

●クスリをやたらにほしがらない

●夜間・休日の受診はさげよう

●歯科別に表示したものです。五十七年度は、入院医療費の件数、金額とも増加していますが、これは高度の検査や治療法が取り入れられたことによるもので、特にガンや脳血管疾患系の病気が増えていることが考えられます。

●老人医療費に四億六千万円支出

老人保健法が、二月一日からスタートしました。国保医療費から老人医療費が除かれるため、国保財政は軽減されるのではないかと考えられています。

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

●国保加入状況

昭和58年5月31日現在

加入世帯数 7,171 世帯

加入者数 19,285 人

区分	賦課基準	料率	算出額
所得割額	1 500 000	6.09/100	91 350
資産割額	30 000	21.78/100	6 534
均等割額	2	7 900	5 800
平等割額	1 世帯当たり	10 700	10 700
算出年額	①+②+③		124 384
納入年額	①-②-③		124 380
均等割分			27 000
平等割分			97 380
超過額			10 980
異動による調整額			10 800

賦課基準額の計算例

- 給与所得の場合
収入金額-給与所得控除-割増給与所得控除-基礎控除=賦課基準額
270万円-96万円-2万円-22万円=150万円
- 営業所得の場合
営業所得+専従者給与-基礎控除=賦課基準額（専従者給与がある場合、）
100万円+72万円-22万円=150万円（営業所得にプラスします）

上に掲げた例は、国保に2人加入されている世帯で、57年度の2人の所得合計額が150万円、58年度分の2人の固定資産税額が3万円という世帯のものです。それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間保険料は、124,380円です。4～6月の3か月で27,000円を納めていますので、残りの97,380円を9か月で割ったものが精算後の月額保険料となります（7月分は端数整理）。

なお、保険料についてのくわしいことは、保健課の保険給付係（☎4-2111内線214）へお問い合わせください。

率を定め、四月から六月まで三か月間の暫定保険料を差し引いて、七月以降の保険料が決定されます。七月分から新しい保険料の納付書が皆さんのお手元に届けられますが、今年度の保険料を決めるの料率は、右上の表のとおりです。これらの四つの合計額が、今年度の保険料です。

また、一世界帯あたりの年間保険料の最高限度額は、六月の議会で二十七万円から二十八万円に引き上げられました。なお、国保料の賦課基準額および具体的計算例を左上に掲げました。

保険料の割引き

所得の低い世帯には、保険料が引き下げられます。割引きの額、条件などは、右の表のとおりです。

なお、この割引きは、所得の申告がないと該当になりません。保険給付係でも所得照会を行いますので、その際は必ず申告してください。

また、保険料の納入については、便利な口座振替制度もあります。希望される方は、市の指定金融機関などで手続きしてください。手続きには、預金通帳とその印鑑、それに保険証または領収書が必要です。

国民健康保険58年度料率

区分	料率
所得割	所得金額10,000円について 609円
資産割	固定資産税（土地・家屋）額10,000円について 2,178円
均等割	加入者1人について 7,900円
平等割	1世帯について 10,700円

保険料は七月から精算額で

「精算賦課による保険料は、前年の所得をもとに七月に料

今年度の正式な国保料が決まりました。これを国保料の「精算賦課」といいます。国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として算出します。このため前年の所得が決定するまでの四月から六月までは、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としていました。

保険料の割引き

前年中の所得が24万円以下の世帯（6割引き）	
▶加入者1人につき	4,320円
▶世帯当たり	6,240円

前年中の所得が世帯主24万円と加入者1人につき18万5千円ずつ引いていくと所得がなくなる世帯（4割引き）	
▶加入者1人につき	2,880円
▶世帯当たり	4,160円

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技

小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ

週1回くらいが最適 水・金夜7時～9時まで 日曜日午後2時～4時まで

八光流柔術道場

新津市結（バス停前）道場 古 崎 院 ☎4-0470
自宅連絡所 食堂 善 房 ☎2-1058
五泉道場 緑町（市原工場内） ☎(02504)2-0336

お買物、ご用命は市内で

小さなボディで大きな活躍。多彩な機能

- 8回線・24台までの電話機が接続できます。
- 受話器を取らずに発信ができます。
- 電話機ごとに私用電話を防止できます。（発信規制）
- ベルの鳴る電話機を限定できます。



ビジネスホン24E。

	使用料	工事費
電話機(1台ごと)	1,000円	5,000円

もっとわかりあえる、明日へ

新津電報電話局 お申し込み・ご相談は(02502)4-1000(無料)